

## 20. コントラクターによる稲発酵粗飼料供給の取り組み

南部振興局生産流通部企画・流通・畜産班  
○木下達矢

### 1. 目的

佐伯市の企業が、平成22年度に汎用型飼料収穫機を導入してコントラクターとして農業に参入し、平成23年度から、市内で作付けされた稲発酵粗飼料（以下「稲WCS」）用稲の収穫・調製・販売を始めた。

しかし、需給調整に苦慮していたため、市内の畜産農家への利用推進を行うとともに、畜産農家が効率的・適正に利用できるよう調整・指導を行うことにより、将来的にも安定した粗飼料の需給体制の確立を目指した。

### 2. 方法

- (1) 粗飼料が不足しており、稲WCSの購入が経営的・労力的に負担にならない畜産農家への利用推進を行った。
- (2) コントラクターとともに購入予定畜産農家を巡回し、配達希望時期・ロット、配達方法・場所、支払方法等を調整し、稲WCSが円滑に流通するよう調整した。
- (3) 稲WCSは給与に注意を要するが、畜産農家によって飼料給与体系が異なるため、戸別に巡回し、稲WCSおよび他の飼料の給与量等を検討した。

### 3. 結果および課題

- (1) 平成23年度分の稲WCSについては、市内の畜産農家10戸とマッチングを行った（うち9戸は稲WCSを初めて利用）。
- (2) 成分分析の結果は良好で、今のところ給与についての問題も生じていない。
- (3) 小規模農家においては、ロールの保管および取扱いについて問題があった。
- (4) 飼養頭数の少なさや取扱いの困難さ等により、平成24年度分については市内の畜産農家からの需要が減少したため、県外に販売されることとなった。

### 4. 考察

飼料価格が高止まりし、自給飼料を生産する労力も不足している中、高品質な稲WCSが供給される体制の確立は佐伯市の畜産にとって将来的にも非常に重要である。

しかし、この体制を継続していくためには、稲WCSの需要拡大およびそれに伴う生産面積の拡大が不可欠であり、そのためには、所得補償交付金の動向による影響も大きい。耕種農家・コントラクター・畜産農家それぞれにメリットがある体制づくりが必要である。